

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について

先般、令和3年6月18日付の事務連絡の別添3である内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡において、「HP等にイベント開催時に必要な感染防止策のチェックリスト、大声・歓声等なしの実績疎明資料、結果報告資料等のフォーマットを掲載・公表し、主催者等が入手可能な状態とすること。関係各府省庁及び各都道府県との連携を図る観点から、今後、必要に応じフォーマット等を示すので、留意されたい。」との連携を図る観点から、今後、必要に応じフォーマット等を示すので、留意されたい。」とされていたところ、今般、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、チェックリスト等のフォーマット、都道府県事前相談窓口及び関係各府省庁窓口の通知がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、別添ご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

(別添) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について」

(別添1) 催物の開催に係る事前相談

(事前相談に必要な手続きについてのフロー図と必要な手続きの概略を説明する資料)

(別添1別紙1) 感染防止策チェックリスト

(別添1別紙2) 必要な実績疎明資料の判定・実績疎明資料

(別添1別紙3) 催物結果報告フォーム

(別添2) 都道府県事前相談窓口・関係府省庁窓口

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」